

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照表

○ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成二十年法律第八十二号) 抄

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(ハンセン病療養所退所者給与金等の支給)</p>	<p>(ハンセン病療養所退所者給与金及びハンセン病療養所非入所者給与金の支給)</p>
<p>第十五条 (略)</p>	<p>第十五条 (略)</p>
<p>2  国は、特定配偶者等(前項のハンセン病療養所退所者給与金の支給を受けていた退所者の死亡の当時生計を共にしていた配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))又は一親等の尊属のうち、当該退所者に扶養されていたことのある者として厚生労働省令で定める者であつて、現に日本国内に住所を有するもの(当該死亡後に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。))をした者を除く。)をいう。)に対し、その者の生活の安定等を図るため、特定配偶者等支援金を支給するものとする。この場合において、特定配偶者等支援金の支給を受けるべき者が配偶者及び一親等の尊属であるときは、配偶者に支給するものとする。</p>	<p>2  (略)</p>
<p>3  (略)</p> <p>4  前三項に定めるもののほか、第一項のハンセン病療養所退所者給与金及び第二項の特定配偶者等支援金並びに前項のハンセン病</p>	<p>3  前二項に定めるもののほか、第一項のハンセン病療養所退所者給与金及び前項のハンセン病療養所非入所者給与金(以下「給与</p>

療養所非入所者給与金（以下「給与金等」という。）の支給に  
必要な事項は、厚生労働省令で定める。

5| 租税その他の公課は、給与金等を標準として、課することが  
できない。

金」という。）の支給に  
必要な事項は、厚生労働省令で定める。

4| 租税その他の公課は、給与金を標準として、課することが  
できない。